令和８年度 会計年度任用職員（荒川区社会教育指導員）募集要項

１　対　　象　次のいずれかに該当し、地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない方
(1) 社会教育法第９条の４第３号に定める社会教育に関する科目の単位を修得した方
(2) 社会教育法第９条の５に定める社会教育主事の講習を修了した方
(3) 教育職員の普通免許状を保有している方もしくは取得見込みの方
(4) 社会教育指導員の経験がある方
(5) 生涯学習施設又は社会教育関係団体等で社会教育に関する実務・活動経験がある方
（ただし、活動に関する詳細な経歴を添付してください。）
※いずれもパソコン操作ができる方（Microsoft Office ： Excel,Word 等）

―地方公務員法第１６条（欠格条項）―
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

２　勤務内容　　講座の企画・運営、生涯学習に関する情報提供業務（ホームページのコンテンツ作成等のパソコン操作を含む）、団体への指導・助言、その他

３　勤務場所　　荒川区内（荒川区立生涯学習センター）

４　募集人員　　１名

５　雇用期間　　令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで
※勤務成績が良好な場合は、公募によらない再度の任用あり。ただし、原則６５歳未満とします。
※採用から原則１カ月は条件付採用期間となります。ただし、任用後１か月の勤務日数が１５日に達しない場合は、その日数が１５日に達する日まで延長します。

６　勤務日時　　１日7時間４５分、週３１時間勤務（土・日・祝日等勤務、夜間勤務あり）
※勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までを基本としますが、事業従事等により夜間及び土日・祝日等の勤務があります。（原則として勤務日の振替）

７　報　　酬　　月額　２４１,７２８円（地域手当相当分を含む）
※上記金額には所得税・社会保険料等を含みます。
※上記のほか、期末・勤勉手当（一定の条件あり）・交通費相当（限度額あり）等が支給されます。
※採用までに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

８　福利厚生　　・社会保険加入（共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険）
・年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等各種休暇制度あり

９　選　　考　　一次選考：書類選考（作文）
二次選考：個別面接（一次選考通過者のみ）
※二次選考（令和８年１１月１８日(水)実施予定）については一次選考通過者にご連絡します。なお、遠方の方はオンラインでの面接も可。

10　申込方法　　次の書類を持参又は簡易書留で郵送してください。
(1) 写真を貼付した履歴書（市販のもの）
(2) 経歴書「社会教育関係の職歴・活動実績」（Ａ４用紙１枚程度、様式自由）
(3) 作文「荒川区の社会教育指導員として、これまでの経験を踏まえて取り組みたいこと」（６００字程度、用紙自由）
※郵送の場合、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
※ご提出いただいた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

11　募集締切　　令和８年１１月１１日（水）必着

12　結果通知　　一次選考の結果は、電話又は郵送により全員に連絡します。
二次選考の結果は、電話又は郵送により全員に連絡します。
※採用内定の方は、健康診断の受診と、社会教育主事講習修了書等資格証明書の写しが必要になります。

13　応募・問合せ　　荒川区 地域文化スポーツ部 生涯学習課 生涯学習振興係
住所　〒116-8501　荒川区荒川 2-2-3　　電話　03（3802）4574